

適合証明技術者

令和8年度 登録受付中！



適合証明技術者・適合証明業務とは？

長期固定金利型住宅ローン「フラット35」を利用して中古住宅を購入する際に必要な「適合証明書」を発行できる建築士のことです。書類審査・現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかを判定します。



適合証明技術者が足りません！！

新築住宅価格の高騰により**中古住宅の需要が増加**しています。さらに長期金利が上昇傾向で、長期固定金利型ローンの需要も拡大しています。フラット35を利用した中古住宅購入は増加傾向にあり、**適合証明技術者の需要は高まっています**。

2026年4月 フラット35の制度が大きく拡充 — 適合証明技術者は、ますます引っ張りだこに！



融資上限額を引上げ

8,000万円 → **1億2,000万円**



戸建ての床面積基準を緩和

70㎡ → **50㎡以上**



中古住宅の融資実績

前年度比 **30%増加**



令和8年度 登録の要件・概要

登録申請者

建築士法第23条の3に基づく建築士事務所の開設者

登録対象者

建築士事務所に所属する建築士で、**既存住宅状況調査技術者の資格を有する方**

登録受付期間

登録窓口ごとに異なります。最新情報は支援情報サイト (<https://www.kyj.jp>) をご確認ください。

講習期間

登録窓口ごとに異なります。**オンライン講習も実施**します。上記の支援情報サイトをご確認ください。

受講料・登録料

受講料 **16,500円 (税込・テキスト代込)** / 登録料 **1年間 7,700円・2年間 15,400円・3年間 23,100円 (税込)**

登録有効期間

令和9年4月1日から。既存住宅状況調査技術者資格の有効期限により、登録期間は1～3年間で異なります。